

県南広域振興局長告示第 146 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 12 日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ミズサワ薬局前沢支店	奥州市前沢区駅東二丁目 6 番地 7	平成 20 年 5 月 5 日
あさひ薬局北上店	北上市花園町一丁目 7 番 8 号	平成 20 年 5 月 31 日
高野整形外科外科医院	奥州市水沢区大畑小路 7	平成 20 年 7 月 14 日